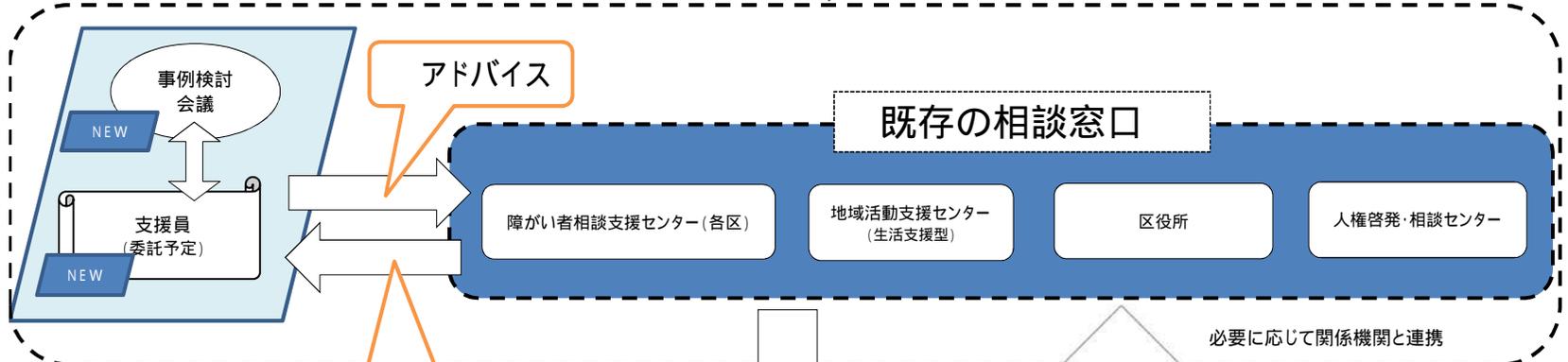
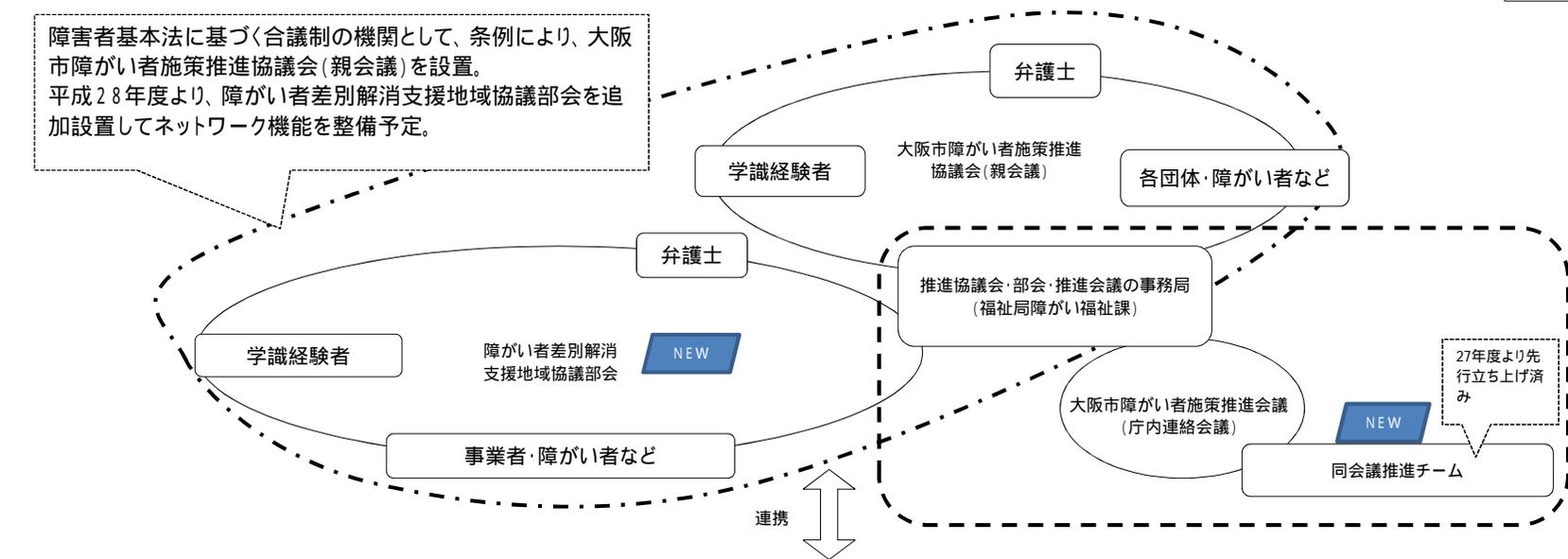


本市における障がい者差別解消のための推進体制イメージ図(案)

障害者基本法に基づく合議制の機関として、条例により、大阪市障がい者施策推進協議会(親会議)を設置。平成28年度より、障がい者差別解消支援地域協議部会を追加設置してネットワーク機能を整備予定。



アドバイスの要請 (専門的知識を要するケース等)

対応 (によるアドバイス等を踏まえて対応)

対応 (従前の枠組みで対応)

相談

既存の相談窓口以外の本市相談機関に相談があった際も、適切に対応できるよう制度周知を徹底する。

必要に応じて関係機関と連携

市職員による差別的行為にかかる相談・苦情窓口は別途(各所属を想定)

障がいのある人・事業者など (相談当事者など)

相談例(イメージ)
 【障がい者】 という差別をされた。
 【事業者】 はやむを得ないこと。差別ではない。